

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年11月13日(2008.11.13)

【公表番号】特表2008-514721(P2008-514721A)

【公表日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【年通号数】公開・登録公報2008-018

【出願番号】特願2007-534765(P2007-534765)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 K	31/675	(2006.01)
A 6 1 K	31/436	(2006.01)
A 6 1 K	31/7068	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 0 7 D	498/18	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	35/02	
A 6 1 K	31/675	
A 6 1 K	31/436	
A 6 1 K	31/7068	
A 6 1 K	31/704	
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
C 0 7 D	498/18	

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月24日(2008.9.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

その治療を必要とする患者における急性骨髓性白血病(AML)の治療に使用するためのmTOR阻害剤。

【請求項2】

AMLが1種または2種以上の他の治療法に無反応性である、請求項1記載のmTOR阻害剤。

【請求項3】

AMLが再発したものである、請求項1記載のmTOR阻害剤。

【請求項4】

セロリムス(ラパマイシン)、AP23573、テムシロリムス(CC1779)、エベロリムス(RAD001)またはABT-578である、請求項1、2または3記載のmTOR阻害剤。

【請求項5】

0.1～50mgの用量で週に1回または2回以上投与される、請求項1～4のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項6】

週に3～7回投与される、請求項1～5のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項7】

静脈内または経口で投与される、請求項1～6のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項8】

腸溶性コーティングを有する固体剤形で経口投与される、請求項1～5のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項9】

寛解導入療法中に投与される、請求項1～8のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項10】

強化療法中に投与される、請求項1～8のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項11】

寛解維持療法中に投与される、請求項1～8のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項12】

他の療法と併用して投与される、請求項1～11のいずれかに記載のmTOR阻害剤。

【請求項13】

下記の1種または2種以上の療法と併用して投与される、請求項12記載の方法：代謝拮抗薬、アントラサイクリン薬、6-チオグアニン、ゲムツズマブ・オゾガマイシン（マイロターゲ）、コロニー刺激因子、放射線療法、および幹細胞移植。

【請求項14】

前記の薬が、シタラビン（ara-C）、ダウノルビシン、ドキソルビシン、イダルビシン、G-CSFおよびGM-CSFから選ばれる、請求項13記載のmTOR阻害剤。